

彦根市社会福祉法人指導監査基本方針

社会福祉法人の指導監査を適正に行うため、社会福祉法人指導監査実施要綱（社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知）および彦根市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 29 年彦根市告示第 252 号）に基づき、次のとおり彦根市の社会福祉法人指導監査基本方針を定める。

記

第 1 指導監査の重点的な視点

次の事項を、指導監査の重点的な視点とする。

- 1 改正社会福祉法（平成 29 年 4 月 1 日施行。以下「法」という。）に基づいて実施された社会福祉法人制度改革の大きな柱である「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」および「財務規律の強化」に対する法人関係者の理解と実現のための取組の状況を指導監査する。
- 2 法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、法人の自主的および自律的な運営を促す。
- 3 法人の実地指導監査にあつては、事前に監査内容の重点項目を設定する等、効率的かつ効果的に行うよう創意工夫に努める。

第 2 一般監査と特別監査の実施について

1 一般監査の実施周期について

一般監査は、一定の周期でこれを実施し、3 年に 1 回の実施を基本とする。ただし、周期の延長は、最長 5 年までとする。なお、「法人が会計監査人による会計監査を受けた場合」または「公認会計士、監査法人、税理士もしくは税理士法人（以下「専門家」という。）から財務会計に関する内部統制の向上もしくは事務処理体制の向上に対する支援を受けた場合」に行う周期の延長は、「会計監査及び専門家の支援等について」（平成 29 年 4 月 27 日付け社援基発 0427 第 1 号）に基づいて専門家が作成する書類が提出された場合とする。

(1) 3 年に 1 回とする場合

次のすべてを満たす場合に適用する。

ア 法人の運営について、社会福祉法（以下「法」という。）、各種法令および通知等に照らして、特に大きな問題が認められない場合

イ 法人が経営する施設または事業の管理運営および会計等に特に大きな問題が認められない場合

(2) 4 年に 1 回とする場合

上記(1)に該当する法人であつて、次のア、イのいずれかに該当する場合に適用する。

ア 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援または財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受け、法人の財務状況の透明性および適正性ならびに経営組織の整備およびその適切な運用が確保されていると認められる場合

イ 下記(3)の場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次のいずれかに該当する法人であって、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると認められる場合

① 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めている場合（一部の経営施設のみ受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）または ISO9001 の認証取得施設を有する場合。

② 地域社会に開かれた事業運営が行われている場合（福祉関係養成校等の研修生の受入れ、介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている場合等）

③ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる場合

(3) 5年に1回とする場合

上記(1)の場合に該当する法人であって、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告書等が次のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 会計監査人を設置している法人であって、法第45条の19第1項および同法施行規則第2条の30の規定に基づいて作成される会計監査報告書に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合

イ 会計監査人を設置していない法人であって、法第45条の19の規定による会計監査人に準ずる監査（公認会計士または監査法人による監査）が実施され、その際に作成された会計報告書に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合

(4) 毎年実施する場合

次のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 法人の運営や会計処理の状況もしくは運営等の改善状況に問題がある場合または財務状況に継続的に課題がある場合等上記(1)から(3)に該当しない場合

イ 新設の法人の場合（概ね3年間）

(5) 2年に1回とする場合

次のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 上記(4)アに該当する法人のうち、法人の自主・自立的な取組により一定の改善が図られ、今後この改善が進むと認められる場合

イ 新設の法人であって、法人の運営状況が各種法令、定款等に添って運営され、毎年の指導監査は必要としないが、今しばらくその状況を見極める必要があると認められる場合

(6) 大きな社会福祉法人改革があった場合等の指導監査の周期

社会福祉法人の運営に大きな影響がある制度改革等があった場合は、極力早期に適正な法人運営を確保することから、2年もしくは3年以内に全法人の指導監査を行うよう周期の調整に努める。

2 特別監査について

特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。

3 「指摘事項等」と「改善報告書」について

指導監査の実施後にその結果を取りまとめて対象法人に通知する「指摘事項等」および「指摘事項等」中の「文書指摘」に対する当該法人の回答書である「改善報告書」については、次のとおりとする。

(1) 「指摘事項等」について

- ① 「指摘事項等」は「文書指摘」「口頭指摘」および「その他指導事項」とする。
- ② 「文書指摘」には、指摘の根拠である「法令」や「ガイドライン」等の明示を必須とする。
- ③ 「口頭指摘」は、極力指摘の根拠（法令、定款等）を明示するように努める。
- ④ 「その他指摘事項」は、軽易な指摘や助言、アドバイスを記入する。
- ⑤ 「指摘事項等」に記載した事項に関して、参考となる資料・情報等があれば、結果を通知する際提供するよう努める。

(2) 「改善報告書」について

- ① 改善報告書の提出期限は、「指導監査結果通知書」を発送してから概ね2箇月後を原則とする。ただし、年度をまたぐ場合は、この限りでない。
- ② 文書指摘した「会計について」の改善報告書の内容については、当該法人の指導監査を実施した専門家の意見を求める。
- ③ 改善報告書中の改善内容が、不十分と認められる場合は、再度内容を検討するよう法人に求めることとする。
- ④ 改善報告書の内容が確実に履行されているか、または履行される見込みがあるかどうか、訪問または連絡等の機会に聴取するよう努める。

4 一般指導監査の実施計画等について

当該年度の指導監査の実施を円滑に行うため、次により実施計画を策定する。

- ① 過去の指導監査実施一覧表を調整し、対象法人を選定する。
- ② 年度当初に、年度内に指導監査を実施する法人に対して、指導監査の実施を予告する。
- ③ 対象法人が滋賀県と所轄庁の指導監査をともに受ける場合は、原則として同一日を設定するよう努める。この場合、滋賀県が日程調整を行うことを原則とする。ただし、対象法人の意向や都合によって滋賀県と別の日に実施する場合は、法人の意向を尊重した上で市が法人と日程を調整することとする。

第3 指導監査の効率的、効果的な実施について

1 指導監査の重点事項の設置

指導監査をより効率的、効果的に実施するため、次のような事項については、重点的に指導監査の事項とする。

- (1) 法や法令の改正があつて、法人の運営に影響のある事項
- (2) 多くの法人で事務処理の誤り等がみられる事項
- (3) 前回の指導監査に対して「改善報告書」を提出した事項の改善状況

2 チェック項目からの除外

これまでの事務処理等に何ら問題がなく、今後もこの状況が継続すると見込める項目については、チェック項目から除外することも考慮する。

3 会計の専門家への業務委託

法人の会計実務の専門化・高度化に対して、指導監査をより効果的に行うため、公認会計士や税理士等専門家に会計部門の指導監査を業務委託するよう努める。

4 関係機関との連携

滋賀県、県内各市および市関係各課との連携を確保するよう努める。

(1) 滋賀県等との連携について

- ア 法人に対する指導・監査の際、不明な点や疑問がある事項等については、滋賀県等から情報や助言を得る。
- イ 情報交換の場を活用し、対象法人の問題点および懸念事項を把握するよう努める。また、より効果的な指導監査の方法を習得する。
- ウ 研修機会を活用し、担当職員の能力向上を図る。

(2) 庁内関係課との連携について

- ア 常に法人の状況、課題を把握するよう情報交換に努める。
- イ 特別監査を行う場合は、関係課相互が事前に十分情報交換を行い、必要な場合は、合同で行う。